マイナンバーカードの窓口

マイナンバーカード更新の時期が到来

更新の時期について私の手続きはいつ？



令和4年度(マイナポイント第2弾期間)にマイナンバーカードを作った方が多く、そのカードの更新時期がこの秋から来年にかけて到来します。

更新時期は人によって異なります。今月号では、その更新時期について解説します。

表1. 更新の時期

申請時の年齢	マイナンバーカード本体	電子証明書（カード内部のデータ）	解説
18歳以上	カード申請後、**10回目の誕生日まで**	カード申請後、**5回目の誕生日まで**	カード本体は10年使用できるが、5年ごとに電子証明書(データ)の更新が必要
18歳未満	カード申請後、**5回目の誕生日まで**	カード申請後、**5回目の誕生日まで**	カード本体も電子証明書(データ)も5年ごとに更新が必要

表2. 家族3人が、同時（令和4年9月）にカードを取得した場合の更新の時期

令和4年9月時点	1回目の更新(令和9年)	2回目の更新（令和14年）
私　37歳（昭和60年1月生） カードの有効期限：10年	1月（42歳の誕生日までに） 「電子証明書」の更新（カードはそのまま）	1月（47歳の誕生日までに） 「カード」と「電子証明書」の更新
父　71歳（昭和26年6月生） カードの有効期限：10年	6月（76歳の誕生日までに） 「電子証明書」の更新（カードはそのまま）	6月（81歳の誕生日までに） 「カード」と「電子証明書」の更新
子　10歳（平成24年8月生） カードの有効期限：5年	8月（15歳の誕生日までに） 「カード」と「電子証明書」の更新	8月（20歳の誕生日までに） 「カード」と「電子証明書」の更新

18歳以降の更新では、有効期限が10年のカードが交付されます。



Q1

令和4年9月に、家族（私、父、子ども）が一緒にマイナンバーカードを作りました。
次の更新時期は、家族みんな同じ時期なの？

更新時期は、「年齢」と「誕生月」で異なるよ（表2を参照）





Q2

更新時期が近くなったら、お知らせはあるの？

更新時期には通知（封筒）が届くよ！
更新時期（誕生日の約2か月～3か月前）に、国の機関（地方公共団体情報システム機構）から更新のお知らせが届くよ。忘れずに手続きしてね。



マイナンバーカードの手続き窓口

11・12月の臨時休日窓口実施
11月8日（日）、12月6日（日）9:00～12:00
※休日窓口をご希望の方は、必ず、実施日前の金曜までに予約をお願いします。

【予約・問い合わせ】町民課　町民係　（マイナンバーカード専門窓口）
☎86-4081（電話受付 平日8:30～17:15）

広告

東洋合成
千葉工場（東庄町）製造スタッフ募集中
安定の上場企業で一緒に働きませんか？
東洋合成工業株式会社
〒111-0053　東京都台東区浅草橋1-22-16
ヒューリック浅草橋ビル8階　TEL:03-5822-6171
詳しくはHPへ！

セレモニーホール
愁彩苑
二木屋は地元東庄で半世紀
0120-039-544
24時間365日対応・お気軽に事前相談も

元気いっぱい こじゅりんこども園

制作活動に取り組みました！





9月2週から3週目にかけて、空き箱やカップ等の材料を使って、グループごとに夏休み中の出来事を再現した制作活動を行いました。お化け屋敷やウォータースライダー、レストランや花火等、友だちとアイデアを出し合ったり、相談したりしながら作り上げていきました。同じ目的を持って、楽しく制作活動に取り組むことができました。

問　こじゅりんこども園　☎86-0117

令和9年度
放課後児童クラブ（学童保育）入所説明会を実施します

町の放課後児童クラブは、東庄小学校の敷地内に併設されています。保護者が仕事などでお子さんをみられない場合に、小学校の授業終了後、お預かりしています。

入所説明会

日時　12月5日（土）10:00～
場所　町放課後児童クラブ（東庄小学校敷地内）
役場駐車場、水防倉庫駐車場をご利用ください。
対象　令和9年度に初めて利用予定の方
内容　放課後児童クラブの概要、入所（利用）申請手続きについて
持ち物　上履き、外履きを入れる袋、筆記用具
その他　参加の事前予約は不要です。
説明会中、入所予定児童等をお預かりします。
希望の方は当日、お申し出ください。

●**継続の手続きもお忘れなく！**
来年度も利用を継続希望の方は、申請が必要です。

●**申請書類の配布・提出場所**
放課後児童クラブ　配布は12月7日（月）～

受付期間
12月14日（月）～令和9年1月15日（金）

※災害や感染症等により中止・延期となる場合は町ホームページにてお知らせします。

問　健康福祉課　子育て支援係
☎79-0792

11月は
「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき課題であり、社会的関心の喚起を図るため、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めています。

児童虐待とは

●**身体的虐待**
殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、やけどを負わせる、戸外に閉め出す　など

●**心理的虐待**
言葉でおどす、子どもを無視したり、拒否的な態度をとる、他のきょうだいと著しく差別する　など

●**ネグレクト（育児放棄）**
適切な食事を与えない、身体や環境をひどく不潔なままにする、病気になっても受診させない　など

●**性的虐待**
性的ないたずらをする、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする　など

虐待の早期発見は、子どもを守り救うだけでなく、子育てに悩みを抱える保護者を支援することにもつながります。
「様子がおかしい」「虐待されているかも」など心配な子どもがいる・気になるときは、ためらわず連絡・相談をしてください。



●児童相談所全国共通ダイヤル…**☎189（いちはやく）**
※近くの児童相談所につながります
●東庄町こども家庭センター

問　健康福祉課こども家庭センター
（子育て支援係・保健衛生係）
☎80-3300（代表）保健福祉総合センター